

宜野湾市議会政策討論会規程

(趣旨)

第1条 この規程は、宜野湾市議会会議規則（昭和47年宜野湾市議会規則第1号）第164条第4項の規定に基づき、政策討論会に関して必要な事項を定めるものとする。

(種類)

第2条 政策討論会の種類は、次のとおりとする。

- (1) 全体会
- (2) 分科会

(全体会)

第3条 全体会は、議員全員により構成し、議長が主宰する。

- 2 議長に事故あるとき又は議長が欠けたときは、副議長がその職務を行う。

(分科会)

第4条 分科会は、次に掲げる議員をもって構成する。

- (1) 総務分科会 総務常任委員会に所属する議員
 - (2) 福祉教育分科会 福祉教育常任委員会に所属する議員
 - (3) 経済建設分科会 経済建設常任委員会に所属する議員
- 2 分科会に委員長を置き、常任委員会の委員長が分科会の委員長となる。
 - 3 委員長は、分科会を主宰する。
 - 4 委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、当該常任委員会の副委員長がその職務を行う。

(提案)

第5条 政策討論会の討論テーマは、あらかじめ議長に提案しなければならない。

(議員による提案)

第6条 議員は、討論テーマを提出しようとするときは、その提案理由、資料等を添え、議員2人以上の連署とともに議長に提出するものとする。

- 2 3人以上の議員で構成する会派が討論テーマを提出しようとするときは、その提案理由、資料等を添え、会派の代表者が議長に提出するものとする。

(広報広聴委員会による提案)

第7条 広報広聴委員会は、市民との意見交換等を踏まえた結果、必要があると認めるときは、討論テーマを議長に提出するものとする。

(討議の決定)

第8条 議長は、前2条の規定により討論テーマが提出されたときは、各派代表者会議に諮り、当該討論テーマを政策討論会の対象とするべきか否かを決定する。この場合において、対象とすべきと決定した討論テーマについては、全体会、分科会による討議の別を定めるものとする。

(全体会の運営)

第9条 全体会は、議長が招集する。

- 2 討論テーマの提案者は、全体会において提案理由等必要な事項を説明するものとする。
- 3 提案者は、全体会において資料提供がある場合は、適宜準備するものとする。
- 4 議長は、必要と認める場合は、議員以外の者の出席を求めることができる。
- 5 前項の規定により出席した議員以外の者は、議長の許可を得て発言することができる。
- 6 全体会は、分科会の討議内容について、分科会の委員長から適宜報告を受けるものとする。

(分科会の運営)

第10条 分科会は、委員長が招集する。

- 2 討論テーマの提案者は、分科会において提案理由等必要な事項を説明するものとする。
- 3 提案者は、分科会において資料提供がある場合は、適宜準備するものとする。
- 4 委員長は、必要と認める場合は、あらかじめ議長の許可を得て、自らが委員長を務める分科会の構成員以外の者の出席を求めることができる。
- 5 前項の規定により出席した分科会の構成員以外の者は、委員長の許可を得て発言することができる。

(意見の活用)

第 11 条 議会は、政策討論会において結論として取りまとめられた意見を次の目的のため活用するものとする。

- (1) 常任委員会及び議会運営委員会における政策立案
- (2) 執行機関への政策提言
- (3) その他議会における政策形成への反映

2 議会は、前項に規定する意見のほか、政策討論会において出された意見その他討論の過程で明らかとなった課題等を取りまとめ、議長を通じて全議員に配付するものとし、審議及び政策形成のための討議資料として活用するものとする。

(公開)

第 12 条 政策討論会の会議は、原則として公開する。ただし、全体会の議長又は分科会の委員長が会議の運営上、特に必要と認めるときは、非公開又は傍聴人数の制限等を行うことができる。

(記録)

第 13 条 議長又は委員長は、職員をして会議の概要、出席委員の氏名等必要な事項を記載した記録を作成させるものとする。

2 前項の記録は、議長が保管する。

(委任)

第 14 条 この規程に定めるもののほか、政策討論会の運営に関し必要な事項は、議長が別に定める。

附 則

この訓令は、平成 28 年 7 月 1 日から施行する。